
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第116号》 2025年12月1日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページのURLについては、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URLが無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。

各種受信端末の設定をご確認ください。

■-- 目 次 --■

【1】岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター

(岸和田商工会議所ビジネスセンター)の無料経営相談をご利用ください
(市)

【2】販路拡大を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金(販路拡大)(市)

【3】産業人材の育成を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金(人材育成)(市)

【4】創業者の販路開拓を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金(創業・起業)(市)

【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金(デジタル化促進)(市)
【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象!】

【6】岸和田市内事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

【7】岸和田市内事業所の省エネルギー化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）

【8】12月はハラスマント撲滅月間です！（市）

【9】採用力・組織力向上セミナー（商工会議所）

【10】中小企業のための実践的マネジメント講座（商工会議所）

【11】事業承継対策セミナー（商工会議所）

～成功への鍵！株式の理解が導く事業承継対策～

■――各 情 報――■-----

【1】-----

「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター
(岸和田商工会議所ビジネスセンター)」の無料経営相談をご利用ください（市）

岸和田商工会議所ビジネスセンターは、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが「何度も無料で」利用できる公的な経営相談所です。

ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って事業を上向きにする方法を提案し、伴走支援します。会社や商品の魅力を見える化する専門家や、SNSやホームページなど情報発信に強いアドバイザーが、課題に応じた具体的なアドバイスを提供します。

- * 売上を伸ばしたい
- * 販路を開拓したい
- * 起業したい

* 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、ぜひ岸和田商工会議所ビジネスセンターにご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームからご予約・お問い合わせをお願いします。

【電話】072-447-5014

【申込フォーム】<https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】<https://kishi-biz.jp/>

【2】-----

販路拡大を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（販路拡大）（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。

※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。

※販売を伴わないものに限ります。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・木材商品販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること

- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】-----

産業人材の育成を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（人材育成）（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修を受講
- ・製造業事業者が、品質管理の知識習得とスキルアップための研修を受講

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
(中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

創業者の販路開拓を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（創業・起業）（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・創業希望者が、不動産会社を法人として設立
- ・飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・産業競争力強化法第2条31項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します
「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（デジタル化促進）（市）
【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのICカードリーダーを導入
- ・製造業事業者が、生産管理システムを最新OSに適合するよう改修
- ・製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントPCシステムを増設
- ・飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入
- ・プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・木材加工事業者が、HP管理のためのCMSソフトを導入
- ・電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したCADソフトを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのPCを導入

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、30万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

岸和田市内事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します 「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ診断・支援）（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、省エネ支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと

- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、5万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・補助率：補助対象経費合計額の10分の10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】-----

岸和田市内事業所の省エネルギー化を支援します

「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（省エネ設備導入）（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・漁業／水産加工事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・廃棄物処理事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・通信機器販売事業者が、省エネ診断を受け、高効率照明(LED)に入替

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・省エネ診断・省エネ支援を令和5年度以降に受けていること

- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）
※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-syouene-setsubi.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

12月はハラスメント撲滅月間です！（市）

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場環境づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。

その一環として、12月10日（水）13:30から、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。

今回は、カスタマーハラスメントの防止措置が義務化されることを踏まえ、①改正法の説明、②業界団体におけるカスタマーハラスメント対策の取組事例、③カスタマーハラスメント対策に取り組んでいる企業によるパネルディスカッションを予定しています。

【開催概要】

開催日：2025年12月10日（水）13:30～15:15

主 催：厚生労働省

会 場：オンラインで配信

【参加費】

無料

【タイムスケジュール】

- ・13:00～ オンライン画面スタート
- ・13:30～ 開会
- ・13:35～ 行政説明「改正労働施策総合推進法(カスタマーハラスメント対策)について」
- ・14:00～ 業界団体の取組事例紹介「空港グランドハンドリングにおけるカスタマーハラスメント対策について」
- ・14:20～ 休憩、転換
- ・14:25～ パネルディスカッション「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例」
- ・15:15～ 閉幕

【お申込み】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

【問い合わせ】

厚生労働省

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

【9】-----

採用力・組織力向上セミナー（商工会議所）

人材不足の悩みを抱える経営者の皆様へ

本セミナーでは、制度の複雑な説明に終始するのではなく、「自社にとってどんなメ

リットがあるのか」「具体的にどう進めれば成功するのか」を明確にイメージできる内容に重点を置いています。より正しく、効果的な外国人材の活用方法を一緒に考えませんか？

【開催日時】

令和7年12月9日（火）15:00～17:00

【開催会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

レーティ トウハー 氏 協同組合グローバルリンク（国際事業推進部推進課 課長）

【内容】

- 1) 人材採用は「未来への投資」なぜ外国人材の採用なのか、、、？
- 2) 外国人材の採用は単なる労働力確保だけじゃないメリットとは
- 3) 外国人材の採用準備～登用・定着までのロードマップ
- 4) あなたはどのタイプ？受け入れるべき外国人材とは＝

※セミナー終了後に、不安を解消できる相談会を開催します。

【申込方法】

下記URLからお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12248/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：高野）TEL：072-439-5023

【10】-----

中小企業のための実践的マネジメント講座（商工会議所）

本セミナーでは、地域企業に最適な「成果を出すマネジメントスキル」を凝縮してお伝えします。

組織の「要」となる管理職・中堅社員の方々を対象に、個人の業務を遂行しつつ、取り組むべき管理業務について具体的な手法を学び、組織全体の生産性を高めましょう！

【開催日時】

令和8年1月15日（木）15:00～17:00

【開催会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

黒崎 崇範 氏（Starting Point 代表）

【内容】

1) イントロダクション

～中小企業にマネジメントの知識は必要なのか？～

2) 管理職の役割と心構え

～リーダーシップとは？メンバーを巻き込み目標達成に導くために～

3) 目標設定の考え方と行動計画の立て方

～業務の割り振り方と進捗管理／効率的にチームを運営する方法～

4) 問題が起きたときの解決方法とコツ

～社内で起こりうるトラブルを事例に、課題の特定と分析方法を学びます～

【申込方法】

下記 URL からお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/study/event-12473/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：高野）TEL：072-439-5023

【11】-----

事業承継対策セミナー（商工会議所） ～成功への鍵！株式の理解が導く事業承継対策～

本セミナーでは、専門知識をお持ちでない方にもご理解いただけるよう、株価算定の基礎から具体的な手順まで、「攻め」の事業承継を実現するため内容を分かりやすく丁寧に解説しますので、是非ご受講ください！

【開催日時】

令和8年1月23日（金）15:00～16:30

【開催会場】

岸和田商工会議所（岸和田市別所町3-13-26）

【受講料】

無料

【講師】

大阪府事業承継・引継ぎ支援センター／三井住友海上あいおい生命保険株式会社

【内容】

- 1) 事業承継と株式の関連性
- 2) 株価を知らないリスクと株価算定の重要性

【申込方法】

下記URLからお申込みください。

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/seminar/event-12335/>

【お問合せ】

岸和田商工会議所（担当：松原）TEL：072-439-5023

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485 (事業者支援担当直通)

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL や
お問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、
上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に1回の発行です。